

第1回地域発達支援協議会 会議録

- 1 日時 令和3年7月2日(金) 15:00～17:00
- 2 場所 新居浜市こども発達支援センター
- 3 出席者 委員 竹本 幸司 委員 玉井 幸子
委員 川井 章代 委員 明智 美香
委員 合田 史宣 委員 京野 里保
委員 高橋 靖志 委員 寺尾 佳代子
委員 石川 真悟 委員 丸山 泰浩
委員 大西 誠 委員 高橋 一美
委員 後藤 一美 委員 濱田 紀明
委員 眞鍋 真理子 委員 野沢 佐絵美
アドバイザー 吉松 靖文
アドバイザー 渡部 徹
- 4 欠席者 委員 大寺 喬哉 山中 希 三木 由紀子
坂上 玲子
- 5 事務局 松木 真吾 藤田 恵女 越智 誠司 丸山 律子 西原 勝則
田中 康一郎
- 6 傍聴者 なし
- 7 議題 (1) 発達支援課長あいさつ
(2) 人事異動に伴う委員の委嘱及び任命
(3) 委員自己紹介
(4) 協議題
① 障がいや発達課題のある子どもへの生涯にわたる一貫した支援について
・関係機関の業務内容の共有とこれからの在り方について
② 新規事業の紹介(各委員から)
③ その他
・令和2年度発達支援課の主な施策と実績について
- 8 議事 開会 午後15時00分

事務局 (越智)	<p>皆さんこんにちは、本日はご多用の中、令和3年度第1回地域発達支援協議会にご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>私は、本日司会をさせていただきます発達支援課の越智と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日の欠席は 大寺委員、山中委員、坂上委員、三木委員で、石川委員は所要のため遅れての参加になります。委員定数20名のうち16人の出席をいただいておりますので、本協議会の成立要件は満たしておりますのでご報告いたします。</p> <p>それでは、只今から、第1回新居浜市地域発達支援協議会を開催いたします。まず初めに、新居浜市教育委員会発達支援課 課長 松木真吾がご挨拶を申し上げます。</p>
事務局	<p>——課長あいさつ——</p>
事務局	<p>本協議会委員の異動により新たな就任にあたりまして、机上に委嘱状、任命書を置かせていただいておりますのでご確認いただければと存じます。</p> <p>配布している資料を確認します。協議会の次第の外・・・・・・・・</p> <p>まず、新たに就任されました方もいらっしゃいますので委員の皆さまに自己紹介で、ご挨拶をいただければと思います。</p>
各委員	<p>——委員自己紹介——</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、本協議会のアドバイザーということで、愛媛大学教育学部教授 吉松靖文様、特別支援教育スーパーバイザー渡部徹様においでいただいております。</p> <p>吉松先生からご挨拶をいただければと存じます。</p>
アドバイザー	<p>——アドバイザー自己紹介——</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>——事務局 自己紹介——</p>
事務局	<p>ありがとうございました。つづいて、退職により前委員長が退任されましたので、「新居浜市地域発達支援協議会設置要綱」第5条により、委員の互選に</p>

	<p>より本協議会の委員長を選出したいと思います。ご意見ございませんでしょうか。あらかじめ事務局より候補者を挙げておりますので、推薦させていただきますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし。)</p> <p>委員長に丸山泰浩委員</p> <p>同意いただけます方は拍手をお願いいたします。(拍手) 賛成多数とみなします。この結果、委員長丸山委員、副委員長には引き続き後藤委員をお願いいたします。</p> <p>どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、丸山委員長からご挨拶をお願いします。</p>
委員長	<p>委員長を務めさせていただくことになりました丸山です。不慣れなもので、ご迷惑をおかけすることと思いますが、委員の皆さまのご協力をいただきながら、円滑な議事進行に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>では以後の進行につきましては委員長をお願いしたいと思います。</p>
委員長	<p>それでは、お手元の次第に従いまして会を進めて参ります。</p> <p>まず、協議題① 障がいや発達課題のある子どもへの生涯にわたる一貫した支援について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今年度、第一回目の協議会を開催するにあたり、それぞれいろいろなお立場で活動されている委員の皆さまに出席いただいています。委員を変われた方もいらっしゃるし、もしよろしければ、それぞれが担っている、携わっている業務内容について、ここで情報共有させていただいて、皆さまがしていることを共有することで、これからの連携や子ども達の支援に役立てていければと思います。今回、関係機関が担っていることについて情報共有させていただければと思ひまして、このような議題をあげさせていただきました。よろしくをお願いいたします。</p>
委員長	<p>関係機関の業務内容についてですが、この場で共有しておきたいことがあれば教えていただければと思います。今日はいろいろなお立場の方が出席いただいておりますので、それぞれの機関の業務内容の趣旨でも良いと思いますが、この場で知っておいて欲しいことがあればおっしゃっていただきたいと思ひます。</p>

事務局	<p>資料を提出していただいておりますので、各関係機関の項目についてご説明いただきながら、質問したいことやわからないことがありましたら、聞き合うという形で進めていけると良いと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>関係機関が担っていることということで、資料を提出していただいておりますので、資料についての説明をお願いいたします。</p>
委員	<p>病院としてどういうことをしているか、どういうことができるかということだと思い、作成いたしました。最初、2週間健診、1か月健診などの健診を早期から行うことで、早期から問題のあるケースを早くから拾いあげようということで行っております。1か月健診は、大昔から行っていたのですが、今は生後2週間健診というものも行うようになっていきます。原則、当院で産まれた赤ちゃんが対象となっております。乳児健診というのは、3・4ヵ月健診、6ヵ月健診、9ヵ月健診で、これは新居浜市においては集団健診ではないので、希望があれば小児科で請け負ってしているという形です。2歳6ヵ月児健診や3歳児健診は、保健センターでしている集団健診で、当院の小児科より必ず1名出動して、健診の事業に参加しております。にこにこクラブも保健センターで行っております。1歳6ヵ月健診で少しピックアップした方のフォローアップで半年間見ていくという事業なのですが、私を含めた医師が参加させていただいております。このタイミングかその後で、紹介や依頼があります。依頼というのは保健センターやこども発達支援センターから依頼されることもありますし、保護者から直接困っているという相談を受けたりすることもあります。あとは、紹介状を持ってくる方もいます。そういった方々のフォローを、大体、中学校卒業までを目途で診ております。他の機関と違うところは、薬物療法が必要な場合は、薬物療法を行うことができるということになります。</p>
委員長	<p>今回は、協議題①を重点的に行っていきたいので、各関係機関からご説明をいただければと思います。</p>
委員	<p>東予子ども・女性支援センターです。18歳までのお子さんの様々な相談を受けて行っております。各種相談には、養護相談というものがありまして、主に虐待の相談を中心に、子育ての相談を受けております。心身障害相談は、肢体不自由の相談や言語発達の相談、重心、知的、発達障がいなどについて行っております。非行相談は、虞犯行為や触法行為に関する相談、少年の指導などとなります。育成相談としては、生活行動相談や不登校の相談、しつけの相談などとなっております。これらの相談を含めた各種相談を、昨年は、710件</p>

	<p>受けております。児童虐待の受付では、昨年度、269件の虐待の相談を受けております。一時保護業務も行いつつ、家庭に帰せないお子さんについては施設や里親さんのところによる養育につなげるお子さんもおります。心理判定・心理治療・療育手帳の判定は、判定係がおり、心理士によって、必要な心理検査を行っています。一時保護のお子さんの場合、心の問題を抱えていることがありますので、性格検査をしております。また、療育手帳の判定も行っております。成人期初期は、里親活動を行っております。中学校区に1つ里親さんが欲しいと考えております。一時保護をしても、通っていた学校に通えるようにしたい、措置する場合でも転校しなくてもよい状態にしたいという部分を目指して、里親さんになってもらえる方の普及啓発を行っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>続いて、療育ルームいろは、放課後等デイサービスケア、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>自立支援協議会の下部組織の中に、子ども部会がありまして、その部会長を仰せつかっております。今日は、当法人が行っている児童発達支援と放課後等デイサービスでの取り組みについてご報告いたします。どなたでも参加できる勉強会を月1回、第一月曜日に開催しております。保護者の方や関係機関の方に参加していただいております。児童発達支援の部分では、2歳前後から就園前までの子どもが利用しておりまして、視覚的な支援を伴う個別の療育などを行っております。PEP-Ⅲという療育の手立てとなる部分を見る検査などを行っております。放課後等デイサービスの方は、小学校1年生から高校3年生までの子どもが利用しております。小学校6年生までの子どものグループと、中高生のグループに分けております。中高生の場合も、個別の療育を行っております。発達障がいの方が多いので、検査をしながら、視覚的な手がかりを自分で使って行動できるように支援をしております。中高生の場合は、TTAPやBWAPなどの職業評価の検査をしたり、福祉的な就労か一般の就労かを検討したりしております。保育所等訪問支援事業もありまして、就園から小学校までの子どもを対象に行っておりますが、今のところ、ご利用されている方はいないのが現状となっております。</p>
<p>委員長</p>	<p>ご質問やご意見等ありましたら、最後にお伺いします。続いて、児童発達支援事業所はげみ園、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はげみ園では、0歳から就学前までの子どもに対する療育を行っております。理学療法士がいますので、運動発達の遅れに対して療育をしております。早期で発見される場合、運動発達の遅れが引き金になることがあるので、そう</p>

	<p>いった意味で早い段階からの支援ができています。この運動発達の支援と合わせて、子育て支援も行っております。相談ですが、福祉サービスなので、利用を前提とした相談が多いです。靴や装具などの相談も行っております。移行支援ですが、保育園や幼稚園に行く場合、学校に就学する場合、他の事業所を併用する場合に、サポートファイルや他の事業所との支援会議による引き継ぎなどを行っております。専門医による診察は、県の巡回相談を利用しておりまして、愛媛県立こども療育センターの小児科、整形外科の医師が来て診察を行っております。これは、1歳半健診とかで、歩くことが遅いという子どもや内股が気になるという子どもにも、専門的な診察を受けてもらっております。こまどり号の歯科検診も県の巡回相談となります。ここでは、歯科検診や歯磨き指導など、簡単な治療をしてもらっております。保健センターの1歳半健診の時に運動発達の遅れについて心配があるという方に対しては、理学療法士がその後相談に関わったり、にこにこクラブのケース検討委員になって関わってたりします。</p>
<p>委員長</p>	<p>新居浜市保育協議会、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>インクルーシブ教育しか書いていませんが、保育園としては事業を行っていないため、このような書き方になっております。保育園というものは、人生の中で最初の集団となりますので、そこでつながりを作り、どの子も同じように生きることができるということで、つながっていけるようにしていけることが、我々の第一目標となります。みんなで共に生きる力をつけていくことが大切だと思います。事業名としてつかないものですので、保育として当たり前のことをするという事です。それから、それぞれの障がいに合った保育をしていかないといけないし、それぞれ障がいを持っているけれども一緒に育ちあえることを集団の中でどう育っていくかをみております。保育園に来ている保護者の方は、初めて障がいに出会うわけですので、どうフォローしていくかが大切になります。まず、診断名を受けてたじろぐ方もおられますので、ちゃんと援助もしていくこともしています。そういう子ども達を小学校へ上げていくために、上手く子ども達が育っていけるために、保育園にいる間に力をつけていけるように保育をしていきたいと考えております。</p>
<p>委員長</p>	<p>次に、地域福祉課、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>地域福祉課は、実際に障がいのある方が福祉サービスを受ける際に、申請に来ていただく窓口になっております。障がいは様々あり、特に発達障がいの子</p>

<p>委員長</p>	<p>どもの場合は、児童発達支援を利用する際に受給者証が必要なので、地域福祉課に申請してもらいます。審査し、その子どもの障がいの程度に合った障害福祉サービスを支給決定させていただいております。肢体不自由の方には、車いすとかの購入の助成や、人工肛門の方にはストマーの購入助成、耳が不自由な方には補聴器の助成を行っております。障がいに関することや福祉に関するいろいろな相談の対応をしたり、県の事業を委託されて窓口で対応したりしております。関係機関と連携して、相談を受けたものの対応をしております。</p>
<p>委員</p>	<p>子育て支援課、お願いします。</p> <p>子育て支援課の業務ですが、資料に記載した業務は主な業務ということで、子育て支援課の全業務を網羅したものでないということで、ご理解いただきたいと思います。子育て支援事業や手当、医療費助成については、一定の条件や支給要件があるので、詳細については子育て支援課にお問い合わせください。家庭児童相談、ひとり親相談、児童虐待防止等の相談支援事業をしております。対象は児童ということで18歳までとしております。家庭児童相談については、家族や子育ての相談です。ひとり親相談は、母子家庭など、ひとり親家庭への相談支援事業です。児童虐待防止等は、要保護児童に関する事業となっております。エンゼルヘルパー派遣事業では、妊娠されている方から生後6か月までの方が、ヘルパーの利用ができます。地域子育て支援拠点事業ですが、就学までを対象に、市内に8か所あります。ファミリーサポートセンター事業は、小学校までを対象にしており、ファミリーサポートセンターに業務を委託し、総合福祉センター、福祉会館、ふれあいプラザにファミリーサポートセンターがあります。婦人相談は、女性の悩み、子育てなどの悩みの相談をしております。婦人なので、基本的に年齢制限はございません。他は手当に関することになります。児童手当は、15歳到達後の年度末までとなっております。児童扶養手当は、ひとり親家庭に対する手当ということで、18歳到達後の年度末までとなっております。特別児童扶養手当は、障がいのある子どもに対しての手当であり、20歳までとなっております。子ども医療費助成制度は、今現在、中学生までが対象ですが、今年の10月から、18歳到達後の年度末まで延長する予定です。ひとり親家庭医療費助成制度は、20歳になった月末まで利用できます。それぞれ、支給要件が異なりますので、お問い合わせのうえ、ご利用いただければと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>続いて、保健センター、お願いします。</p>

委員	<p>保健センターは5つの係がありますが、母子保健に関する業務につきましては母子保健係と子育て応援係の2つが主となって事業を行っております。子育て応援係の方が、3年ほど前にすまいるステーションを設置しており、妊娠期から継続した支援をするということで、新たに設置された係となります。資料についてですが、妊娠期に関わる事業もありますので、厳密に言えば左にずれている形となります。まずは、母子健康手帳を妊婦に発行いたします。令和2年度は762冊発行いたしました。妊娠期には、手帳を発行した後に、両親学級と妊婦健診を個別で行っております。両親学級は年間4コース実施しております。妊婦健診は医療機関の方でしていただいております。出産されましたら、新生児訪問として、家庭に訪問するのですが、基本的に全戸訪問ですので、令和2年度は98%訪問しております。なかには、里帰りされている場合もありますので、100%には達していない状態ですが、ほぼほぼできている状態です。5か月の健康相談を、生後5か月から6か月の間に行いまして、令和2年度は87%が相談に見えられております。すくすく乳児相談では、1歳までに相談の機会が5か月の健康相談のみになりますので、体重増加の確認や育児不安を抱えている方への支援、離乳食の指導など、相談を希望される方を対象にフォローをしております。病院の方で、個別に乳児健診を3～4ヵ月と9～11か月の間に実施しております。産後ケア事業ですが、出産された後にコロナ等の状況により、里帰りができずに不安を抱えている産婦と子どもを対象に、産後ケア事業を実施しております。市内の総合病院の方で、宿泊型や訪問型でフォローをさせていただいております。1歳を過ぎましたら、1歳6か月健診、それと、こどもの虫歯予防教室があります。虫歯予防教室は、1歳9ヵ月から3歳未満の子どもを対象に実施しております。1歳6か月健診の後ですが、今、M-CHATの手法を用いて困り感のある子どものスクリーニングをしております。少しつまづきがある子どもを対象に、フォローアップ教室を実施しております。令和2年度は21人の子どもが利用されております。これに加えて発達検査の方も実施しております。3歳児健診は、3歳6か月の子どもを対象に実施しております。新規の事業として、子育て世代の心のケアということで cococare という事業を実施しております。妊娠、出産、育児など様々なライフステージの中で心の悩みを抱える方や、産後うつの方が増えているということもありまして、月1、2回程度の心の相談事業を行っております。4月から開始している状態ですが、常に埋まっている状態です。相談だけでなく、電話相談も日々受け付けております。メンタルヘルスの課題を抱える母親や、それだけではないケースも増えているように感じております。思春期、青年期のところでは、若年者メンタルヘルス講演会を小中学校の教職員を対象に実施しております。今年も夏休みを利用して実施を予定しております。</p>
----	--

	<p>す。成人期の方では、健康相談・出前講座ということで、精神の障がい事業所などに、保健師が出向きまして健康相談の方を行っております。あらゆる世代を対象とした電話相談や家庭訪問を行っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>新居浜市公私立幼稚園協会、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>公立幼稚園は、年中からになりますので、4歳児からとなります。私立幼稚園では、満3歳児からの受け入れということでご説明させていただきたいと思っております。入園に向けて、それぞれの保護者を対象に、子どもの発達や生活相談を行い、集団生活に向けて準備をしております。集団生活に入ってから、発達の遅れが見られる子どもへのアプローチを行います。この段階での保護者の意識は、まだ大丈夫、様子を見たいという状態です。その時、おかしいということではないこと、そこだけを理解していただいて、進めていきます。4歳児では視力検査等があります。このあたりから、就学に向けて、集団生活と個別というものをふまえて生活をしていくようになります。ちなみに、幼稚園の方で、個別指導が必要な子どもであったとしても、保護者の大半は集団生活をできるだけしておきたい、この短い期間だけでもしておきたいと言われます。重度もしくは重くなった時でも、支援学校に行く時でも、この時期しか集団生活ができないので、一緒に過ごしたいというご希望があります。できる限り支援を必要とする子どもと保護者の理解を深め、どのようにすれば一緒に生活できるかを考え、差別のない世界を作るために、一緒に生活していきます。5歳児になりましたら、発音検査、就学前相談が行われ、この時期になれば、今までは「まあいいや」「もう少し」という感じから、「もうどうしようもない」「今すぐ動かなければ」といった意識の変化がでてきます。その時の準備としまして、3年間の間で、特別な支援と配慮が必要な子どもとその保護者の理解を深める支援をしております。その際に、医療機関の案内、支援機関の案内とかを行っております。集団生活を行っていくこと、日々の何気ない日常を行っていききたいという要望に沿って、支援していくことが主な関わりとなります。</p>
<p>委員長</p>	<p>小学校、中学校について簡単に説明させていただきます。発達支援に関しましては、小中学校共に、校内委員会を開きまして、その中で、児童生徒の課題や本人の特性、障がい、対応などを確認し、支援が必要な場合はその後いろいろな形をとっております。保護者、関係機関との支援会議や、巡回相談、特別支援学級の入級・退級に関する判断の検討も行います。教育支援委員会に判断をゆだねることもあります。通級指導教室が、市内の小中学校が何校かありますが、通級指導教室を利用することが子どもにとって良いという場合は、利用を</p>

	<p>検討することもあります。小学校から中学校にあがる場合に、特別支援学級に入級するという場合は、必ず、学校見学をしていただき、学校の様子を含めた見通しをしっかりと持っていただき、入学してもらおうということもしております。</p>
<p>委員長</p>	<p>続きまして、愛媛県立新居浜商業高校、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>通級指導教室を取り入れて4年目になります。小学校・中学校から申し送りがあった子どももそうでない子どもも、まずは、インクルーシブ教育ということで、個性としてお互いを認め合って、相手を受け止めるという教育のもとで学校を運営しております。通級指導教室でございますが、原則として、1限目から6限目までの授業を受けられるということが前提となります。そして、週1時間ほど、自立に向けた困り感を学習しております。この通級指導教室における1時間は、学習の学びの塾的な要素ではありません。保護者の方は、勘違いをされて、放課後、学校の授業についていけないからその補習なんかをしてくれるのではないかと思われる場合があります。その勘違いから、当校を選ばれる方がいるのですが、まずは、そのようなことではないことを、通級指導教室の利用を希望されている方に説明しております。自分の子どもが学校の授業についていけないのではないかと心配なので、お勉強があるならば入れて欲しいと言われるのですが、通級指導教室は自立活動を対象にしていることを説明しますと、最終的には、10名程度、学年によって違いますがかなり人数が絞られます。当校は普通高校ですので、特別支援学校ではありません。特別支援の専門的な技術や資格を持った先生が本校には2名しかおりません。そういった意味で、専門的な知識をもとに自立活動の授業を行いますので、そこまで手がまわらないという現状があります。支援会議やケース会議を開き、該当する生徒を選ばせていただいて、取り組んでおります。この3月に卒業した生徒が、通級指導教室を初めて利用した方になります。今年入学した生徒は、ちょうど4年目の生徒となります。今卒業した生徒の3、4名が通級指導教室を利用していたということになります。今の3年生は3名、2年生が5名、1年生が3名で、全体的には12名程度になります。この通級指導教室は、年度途中からの利用も可能ですし、自立活動が十分にできるようになったために利用を終了する方もいらっしゃいます。授業中に困っている部分があるために通級指導教室を利用した方が将来的に良いということで、途中から利用する場合があります。通級指導教室を利用した生徒には、卒業時に1単位ということで、3年生まで学べば、普通の単位に3単位を加えて卒業していくこととなります。また、学校の支援員としては、サポートに入っている方が2名しかいません。現場実習にも限界がありますが、卒業する前にインターンシップなど、企</p>

	<p>業やハローワークと連携しまして、障がいなど困り感のある子ども達が、どのように就職していけるか、学校からの情報も提供し、企業との話し合いも上手くいき、その結果、今年3月に卒業していった生徒もいます。通級指導教室は始まったばかりであります。愛媛県でも、通級指導教室を行っている学校が3校あります。新居浜商業高校が最初であり、長浜高校、美馬高校の3校になります。通級指導教室に入っている、入っていないに関わらず、様々な高校において、困っている生徒が増えてきていると思います。どこでも通級指導教室があってもおかしくない現状にあると思われます。制度的に設けているのは、本校を除き、2校となっております。</p>
<p>委員長</p>	<p>新居浜特別支援学校、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>特別支援学校として、小学部、6歳の子どもからいるのですが、今年は小学部73名、中学部が67名、高等部は産業科と普通科があるのですが全部合わせて115名、合計255名のたくさんの児童生徒が在籍して、学んでおります。本校では、ひとりひとりのニーズに合わせた専門的な教育ということで、6歳から18歳までの子どもに対して教育を行っております。特別支援学校では、特別支援教育のセンター的機能というものがあ、充実させるために、幼稚園・保育園年代の3歳くらいからの幼児、児童、生徒、保護者のための相談活動を行っております。また、園や学校へ、本校の先生たちを講師として派遣したり、相談支援を行ったりしております。キャリア教育の推進ということで、6歳から日々の生活の中で、将来を見据えた活動も行っております。例えば、日々の掃除の時間から、綺麗にすることは気持ちよいか、みんなに喜んでもらえるとか、これらの小さなことが高等部を卒業する時の就労につながると考えております。6歳からキャリア教育の推進ということで、ひとりひとりに適した就労先を、高等部までに開拓していただいております。また、18歳で卒業した後も、数年間は、定着支援ということで、職場の方を訪問したり、会社の方と話をしたりしております。学校、そして家庭、地域、関係機関と連携しながら、教育活動を専門的に進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>委員長</p>	<p>新居浜職業安定所、障がい者就業・生活支援センターエールは、ご欠席ということで、次に移ります。東予若者サポートステーション、お願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>我々は、厚生労働省と愛媛県の委託事業ということで、就労に向けた相談支援ということを行っております。対象者は、15歳から49歳までとなっております。当初は、15歳から39歳までだったのですが、昨年度から就職氷河</p>

	<p>期世代の支援ということで国が力を入れておまして、昨年度から49歳までで幅が広がっております。個別相談と支援プログラム、ジョブトレーニングという事業を行っております。個別相談は、仕事へ向けてのキャリア相談、こころの相談が必要な方には月1回の専門家によるこころの相談支援、就職してから定着するまでの相談支援、就職した際に有期雇用から無期雇用へ、非正規雇用から正規雇用へのステップアップするための継続的な相談支援とかを行っております。相談以外にも、支援プログラムを行っております。コミュニケーションが苦手な方が多く、コミュニケーションでトラブルになり辞めてしまった方が多いものですから、外部講師を招き、セミナーを行っております。また、就活の基本的なセミナーやパソコンのワードとエクセルの基礎ができるようになるための個別指導、保護者に集まっていただいて保護者の悩みを共有して語っていただくセミナーを行い、就職に向けて支援をしております。ジョブトレーニングとして、職場体験ができる事業があります。これは、短期と長期と2種類あります。短期が大体3日で、経験していないような職業などを、一度体験しておくことが自信につながります。長期は、体験先に就職するということを前提に体験をしてもらいますので、2週間以上3ヵ月以内の中で、本人と会社との話し合いで期間を決めて、長い間体験をしてもらいます。会社の方には、その様子を見てもらい、本人には会社に就職するかどうか決めるための材料となります。基本的には、長期の方は、求人が出ている会社へ体験に行く形となります。体験をすることで自信をつけてもらい、就職につなげてもらったりしております。我々のいう就職は、雇用保険にかかっているということを条件としており、雇用保険にかかっている就職ができた場合に終了としております。アルバイトなどの、短い時間で雇用保険にかかっている方は、その仕事をしながら、相談支援やジョブトレーニングを受けてもらい、雇用保険のかかっている仕事についてもらうということにしております。利用者は、ここ2、3年は、年間50件ほどあります。10人ぐらいは、なんらかの特性の強い方がいます。相談にくる中で手帳を取得したり、福祉的な就労を目指したりする方が、年々増えております。そのため、障がい者就業・生活支援センターと連携を取ったりしながら、我々できない福祉的な就労に向けての支援を手伝っていただいております。</p>
委員長	新居浜市肢体不自由者父母の会、お願いします。
委員	保護者の会なので、関係機関として担っていることは特にはないのですが、私たちが行っていることを記載しました。福祉制度や障がい児教育も時代とともに変わり、保護者の意識・社会の認識も変わってきています。父母の会では、

	<p>子どもの成長とともに変わっていく保護者の悩みを共有しながら、障がい児者に関わる制度や特別支援教育について、一緒に勉強し、障がい児者が、普通に地域で生きていくために必要なことを実現させるための活動を続けています。医療が進歩して助かった命、この新居浜で頑張っ生きていくぞというところを目指して、無いものを自分たちで何とかして作ろうというところがある会です。今までも、はげみの家を作り、そこがはげみ園になったり、学校が無い時に教育委員会の方と一緒に県に要望して新居浜特別支援学校川西分校ができた、学校ができたなら放課後等デイサービスもいるだろうということで、地域の事業所に協力していただいて放課後等デイサービスもできたりしてきました。こういったところに力を注いできた会になります。その時のその時に、必要になったことや、これから必要になるだろうということで、みんなで勉強したり、いろいろなところにお力をお借りして見学したり、要望したりしながら、実現させてきたりしている形です。前回の医療的ケア児のことで、看護師が学校についていただけるという話もありましたが、先日、愛媛新聞に医療的ケア児の記事が載ったりしていたのですが、少しずつ、みなさんの力で実現しているので、細々とですが、必要に応じて相談にのりながら進めていければいいなと考えております。</p>
委員長	<p>新居浜ローズ、お願いします。</p>
委員	<p>発達障がい児者支援団体新居浜ローズです。保護者が主体となって活動を計画しております。主な活動としては、専門家によるライフスキルトレーニング 本人活動は、専門家に来ていただいて、小学生から成人までのスキルアップを目指して活動しております。今年は、コロナで活動をスタートできていませんが、昨年度はテーマを決めて、キャッシュレスといった見えないお金について学習を行い、生活に必要なスキルを勉強していきました。保護者によるライフスキルトレーニングについては、野外活動や調理、ゲームなど少人数でのやり取りを通じて、日常スキルの向上を目指して活動しております。青年部本人活動（中学生～成人）なのですが、学校や仕事の悩みをおしゃべりを通して、自分の中で溜めこまずに発散してもらおうという目的で活動しております。保護者支援ということで、専門家参加による保護者会を行っております。今年度も7月に開催を予定しております。その他は、JDDnet愛媛という県下の田団体との交流が年4回ほどあり、情報交換を行っております。</p>
委員長	<p>それぞれのお立場から、それぞれの取り組みのご説明をいただきました。それぞれの行われていることがはっきりしていることと、関係機関と連携してい</p>

アドバイザー	<p>くことが重要だと思いますが、図にさせていただいたことで、見やすくわかりやすかったと思います。もう少し聞いておきたいこと、確認しておきたいこととありませんでしょうか。</p> <p>新居浜商業高校の卒業生の4名が、通級指導教室を受けたとのことですが、通級指導教室を利用したことによるメリットとデメリットがあれば教えてください。</p>
委員	<p>通級指導教室を利用したことで、本人も自分が困っているところを自覚できましたので、そういう場合はどういうふうに関係部署の人に声をかければよいか、「僕はわかりにくいから、こうしてほしい」ということを自分から伝えなさいということを先生方が丁寧に教えました。自分の振り返りができる、自分の向き不向きを意識しながら社会に出ていって、助けてもらうところは助けてもらって生きていけるような、税金を払える子どもに成長させるということを目指してきましたので、1年は就職して、頑張っている状態です。1人は、運転免許を取ってから就職したいということでしたので、家の方で、習得に向けて頑張っております。もう1人についても、インターシップということで就職関係のサポートを受けまして、あるスーパーマーケットで実施していただきまして、そこから就職につながっております。成功事例だと考えております。昨年度、そのスーパーに見学に行く嬉々と働いておりましたので、学校の学びの中以外で学んだ子どものたくましさを感じることができましたので、卒業した4名は成功したものと思われま。</p>
アドバイザー	<p>企業の方から何か変わったことはありましたか。</p>
委員	<p>今のところは何もありません。一生懸命にやってくれていると聞いています。1名は手帳を持っていたということを、相手の企業に伝えきれていなかったことがありました。その部分の問い合わせがあったことは事実です。ただ、学校現場としても、保護者の方に手帳を持った方がいいのではないかというお勧めはしてはしましたが、実際に習得したかどうかは確認までできていませんでしたので、学校と企業との間で上手く連絡できていなかった部分はありました。実際、大きな問題につながることはありませんでした。</p>
委員長	<p>他にありませんでしょうか。</p>
委員	<p>通級指導教室のことで質問なのですが、中学校3年生の時の高校説明会の時</p>

	に、商業高校では、通級指導教室の利用ができるということを知らせているのでしょうか。
委員長	学校のパンフレットの中でも説明しておりますし、学校のHPの中にも載せていますので、いつでも確認できると思います。
委員	中学校3年生の時に、特別支援学校に行こうか、高等学校に行こうか迷う保護者の方がいるので、情報が見えるようになっていたら助かります。
委員長	その他ございませんでしょうか。たくさんのご意見をいただきました。連携をしながら、いろいろなところでつながっていけば良いと考えております。ここで、アドバイザーにご助言いただきたいのですが、よろしいでしょうか。
アドバイザー	新居浜は特に進んでいるのですね。みなさんもお存じかと思いますが、障害者差別解消法が5月28日に発し、3年後に施行されるということで、NHKでも6月2日に取り上げられて、NHKのサイトにもその情報が載っています。合理的配慮が民間も含め、法的義務になりましたので、これから民間企業が変わってくるかなと思います。新居浜市は私立の中学校や高等学校はありますか。ないということなので、学校関係はあまり変わらないですかね。これから、地域が変わってくると思いますので、各関係の委員の方は、それぞれの立場から、普及啓発・理解啓発を働きかけていただければと思います。
アドバイザー	外部との関係から協力をいただける環境が整いました。義務教育を担当している小学校・中学校の中で、どのような配慮や教育をしているかが発信されれば、連携している外部の方からは、幼稚園・保育園はこうやってつなげようとか、卒業や就労の側では、そういう教育を受けるようになったんだとか、協力が深まると思います。学校の中身で変わったところを報告すると良いのではないかと思います。教育指針、幼稚園の教育要領が変わって、全面施行になっていますし、小学校の学習指導要領が変わり、昨年度からは教科書も変わっております。中学校の教科書は、この4月から変わっています。高等学校は、来年から変わります。以前の教科書とは全く違っています。例えば、小学校6年生の社会科の東京大空襲を教えるのですが、45分間、4人のグループで教科書や資料を見て、なぜこういうことが起きたのかを話し合おうという形になります。昔のように、教師が黒板に書いたものをノートに写して、それを覚えようという教科書ではありません。全く新しい教科書を、従来と同じような教え方でしてしまっているケースもあります。学校の教育が、主体的で

対話的な深い学びということで、話し合いを大切にしましょうという形になってくると思います。何年も前から、言葉による学びあい学習を行っているところもありましたが、そこら辺が下火になって、今はiPadです。iPadで自分の意見を画面に書いて共有するという形になり、生の声で報告することがなくなってきました。昨日の読売新聞の記事ですが、デジタル教科書よりもペーパーの方が良いと書いています。赤ちゃんの時から、親が言葉で返すことで頭の中に言葉の樹木ができるのではないかと報告しています。言葉の樹木ができる機能を脳が持っているのではないかと報告しています。言葉を育てるためには会話が必要ということで、今回の学校も対話という形で話ししょうという形になっています。その流れの反対にデジタル教科書ということで、2024年から全部そうなるかどうか協議されていますが、そこらあたりの問題があります。学校でiPadを導入しますというニュース情報が流れるのですが、なおさら話し合いの力をつけないといけない、そういった部分できちんとした学校教育をしているという報告を協議会で報告していただきたい。発達障がいと言われる子ども達も含めた今の子ども達は、iPadで育っており、黙って画面を見るために語る力が弱くなっていると思います。その影響から、iPadやデジタル教科書を使うという教え方をするというで、学校が変わってきているのだと思います。コミュニケーションのためにおしゃべりをしていくことが、従来通り必要なのだと思います。具体的にいうと、教科書を読む時に先生と子どもが声を揃えて読むのではなく、先生が読んだ後に追いかけて読みをしていくことをしないと、小学校低学年の時の会話する力が育たないと思います。そういった取り組みもご報告いただくと助かります。より良い連携につながると思います。

アドバイザー

気をつけたいところは、どっちが良いかという話ではないということです。iPadなどが有効な人たちもいるということです。こういう理論は、どちらが良いかという議論になりがちです。すべては何のために使うのかだと思います。この時代だからこそ話し合う力が求められます。学習指導要領でも、コミュニケーション力は重視されていますし、これは社会で通用する力、新しい時代に必要となる資質としてコミュニケーション能力はもちろん重要です。現場の先生は、どちらかに偏ることなく、それぞれの目的のために最大化するために考えていただきたい。小中学校の先生を中心に、現場の先生が努力していただければと思います。

委員長

小中学校にいる立場としては、考えないといけないと思いました。学校は今、ICTを活用して授業を行うことが積極的に進めておりますが、目的をはっきり

	<p>りさせて、本当に効果があるのかどうかをやっていかないといけないなど、日々考えております。機会がありましたら、実践報告をさせていただきたいと思いをします。</p> <p>それでは、協議題② 新規事業の紹介に移らせていただきます。それぞれのお立場で、新規に始められたことはありませんでしょうか。無いようですので、年度途中でもいいのでありましたら、ご報告いただければありがたいので、よろしく願いいたします。</p> <p>つづいて、協議題③ その他に移ります。「令和2年度発達支援課の主な施策と実績について」「令和3年度発達支援課事業について」を事務局お願いします。</p> <p>各段階における発達支援課の業務内容についてですが、保健センターの空いている部分が、課の担っている部分ではないかと思いをします。一貫した支援の中で、保護者支援、当事者支援、支援者支援を行う上で、穴を見つけては埋めていくような形で行ってきた状況にあると思いをします。昨年度はコロナ禍にありましたが、総合相談は2027件、巡回相談も429件、個別の支援計画「サポートファイル」は幼児期で125冊作成し、小学校で280冊、中学校で106冊が新規で作成したものと引き継いだものの件数としてあがってきます。これを大学に行ったり、就職したりというところにつなげていく仕事をしております。新規の事業としましては、保護者支援ということで、ペアレントトレーニングとペアレントプログラムを実施していこうと思いをします。ペアレントプログラムなのですが、全6回コースで、その中に保護者支援をするだけでなく、支援を行う支援者も作り出そうということで、アドバンスワークショップも一緒に実施して、ペアレントプログラムを実践できる指導者・支援者の育成もしていこうと思っております。こちらは、補助対象事業なのですが、愛媛県の中で、この補助をもらうのは新居浜市が初めてではないかと思われまいます。取り組みとしては、実際に、当事者も支援しながら、支援者も作っていくということ、今後もしていきたいと思っております。学校の部分では、今後の協議会の中で発信していきたいと思いをします。読み書きのことなのですが、継続していますので、読み書きに関する支援者の方の育成、専門的な理解という部分を実施していく運びとなっております。昨年度の実績につきましては、資料としてつけさせていただいておりますので、ご確認ください。</p>
事務局	
委員長	<p>ありがとうございました。今の報告について、ご質問やご意見等はございま</p>

	<p>せんか？</p> <p>それでは、本日の協議会を終了させていただきます。 連絡事項等、ありますか。</p>
アドバイザー	<p>市内の児童発達支援事業所と放課後等デイサービスが、すごい速さでできているのですが、そのあたりの報告はありませんか。事業所数や経過はわかりませんか。</p>
委員	<p>子ども部会に所属している事業所は、19か所で、今月も1か所増えております。増加傾向にあります。児童発達支援事業所はそれほど増えていませんが、放課後等デイサービスをなさっているところが多機能という形でしているところがあります。こういったご質問の意図でしょうか。</p>
アドバイザー	<p>県下でも少ないと思いますが、毎日通園し、二重籍での児童発達支援事業を利用している場合、どこかの園に在籍しながら週に1回くらい児童発達支援事業を利用して在籍している場合、保護者が一緒にいく児童発達支援事業の場合、子どもだけを預かる児童発達支援事業の場合などの住み分けがあると思います。新居浜市では統合保育をされているので必要はないかもしれませんが、保護者の要望として、少人数で専門的にみてくれる毎日通園が欲しいという場合があります。西条市のひまわり園、今治市のひよこ園などがあると思います。新居浜市の場合は、そういった形ではないため、統合保育の中でカバーできているのかどうかといった中身についての報告が欲しいと思ったため、質問しました。</p>
委員	<p>保護者のニーズとして、他市にあるような毎日通園の事業所が欲しいというご要望は、直接承る形は少ないのですが。</p>
アドバイザー	<p>自閉症・情緒障がい児学級の様子を見せてもらった時、幼児期から毎日通園をしておけば、小学5・6年でもっと落ち着くのではないのかと思われる子どもに出会うことがあります。幼児期には保護者からのニーズはないのかもしれませんが、専門的にみた時に、3歳から6歳までの間に専門的に関わることで予後が良くなるのではないかと考えます。これだけ協力体制ができている市なので、10年後くらいに、この部分を埋めていければ良いのではないかと思います。</p>
委員	<p>個人的な見解ですが、当法人でも児童発達支援をさせていただいたり、はげ</p>

	<p>み園の方でも専門的にされたりしているところに、毎日通いたいというニーズは高いのではないかと思います。しかし、市内には、毎日通園できる施設はありませんので、幼稚園や保育園で受け入れていただきながら、時々療育に通っているという方が多いと思われます。すごく年齢が低い方でも、就園の年齢になられている方でも、知的に高くても自閉度が高いお子さんが多いので、誤学習をしている部分を見ます。もっと専門的に支援していく中で、般化していくと、子どもも保護者も苦しまないのではないかと感じています。ただし、保護者の方が、子どもの小さい時期から、そこまで考えている方がいるのかについては、わかりかねる部分であります。</p>
アドバイザー	<p>グレーゾーンと言われている子ども達の間で、同じ行動特性が出ているのではないかなと思います。知的な能力が良い悪いではなく、自閉性という特性の重さという部分を見抜く力がないといけないと思っております。見抜けないことで、対応が難しいケースがでてくるのではないかと考えております。この部分を対応していかないと考えております。また、来年より、ICD-11になり、診断基準が変わるので、この部分のことが必要になってくると思います。今から準備していくと良いと思います。</p>
委員長	<p>いろんなところで検討していきたいと思います。他、ございませんでしょうか。</p> <p>皆さまのご協力により、円滑な議事進行ができましたことに重ねてお礼を申し上げます。協議会を終わりにしたいと思います。</p> <p>次回の協議会は11月15日（月）の開催予定でございますのでよろしくお願います。いろいろな情報もご持参いただければ助かります。ありがとうございました。</p>